

福岡県公報

平成26年6月27日
第3606号

目次

告示(第558号-第578号)

○自衛官の募集	(市町村支援課)	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	8
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	8
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の休止及び廃止	(保護・援護課)	9
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	9
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	10
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	10
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	10
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	10
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	11
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	12
○道路の区域の変更	(道路維持課)	12

○道路の供用の開始	(道路維持課)	12
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	13
公 告		
○落札者等の公示	(企画課)	15
○平成26年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	(介護保険課)	15
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	16
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	17
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	18
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	18
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	22
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	22
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	23
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	23
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	23
○第39期福岡県労働委員会の補欠の使用者委員候補者の推薦	(労働政策課)	24
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	24
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	25
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保護・援護課)	25
雑 報		
○西日本宝くじの発売	(財政課)	25
○西日本宝くじの発売	(財政課)	26
○西日本宝くじの発売	(財政課)	26
○西日本宝くじの発売	(財政課)	27

- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……27
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……27
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……28
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……28
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……29
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……29
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……29
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……30
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……30
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……31
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……31
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……31
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……32
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……32
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……33

告 示

福岡県告示第558号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成26年度において自衛官候補生の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 募集種目

自衛官候補生（男子）

2 募集期間

平成26年8・9月入隊（男子）	平成26年6月2日から 平成26年7月11日まで
-----------------	-----------------------------

3 受験資格

- (1) 海上自衛隊
平成26年9月1日現在、18歳以上27歳未満の男子で日本国籍を有するもの
- (2) 航空自衛隊
平成26年8月1日現在、18歳以上27歳未満の男子で日本国籍を有するもの
- (3) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

平成26年7月17日（木）（予備日：7月18日（金））

5 受付場所

受 付 場 所	名 称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所

小郡市小郡2277（小郡駐屯地内） （電話 0942-72-3161）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662-5 （電話 0943-24-5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 （電話 0944-72-7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称

筆記、口述及び身体検査の試験場

試験場	位置	名称
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地

福岡県告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
大川介療3	今村医院	大川市大字中古賀724-1	H 26・6・1	訪看・居管・短療・療養・予訪看・予居管・予短療
大居237	大牟田記念病院 通所リハビリテーション	大牟田市大字歴木1841	H 26・5・1	通り・予通り
嘉鞍居18	医療法人原医院	鞍手郡鞍手町大字新北1659-1	H 26・4・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管

飯居341	医療法人楽生会 松口循環器科・内科医院	飯塚市楽市131-1	H 20・4・1	居管・予居管
飯居342	医療法人清祥会 なかおクリニック	飯塚市堀池254-1	H 26・5・1	居管・予居管
福津居63	郡歯科クリニック	福津市福岡駅東土地区画整理事業地内61街区1	H 26・5・1	居管・予居管
飯居343	吉原町歯科	飯塚市吉原町11-14	H 26・6・1	居管・予居管
飯居340	リンデン薬局	飯塚市本町19-46	H 26・6・1	居管・予居管
八女居106	訪問看護ステーション木屋	八女市黒木町木屋1879-1	H 26・5・1	訪看・予訪看
大居238	訪問看護ステーション羽山台	大牟田市大字草木581-5	H 26・5・1	訪看・居管・予訪看・予居管
飯居347	訪問看護ステーション悠	飯塚市楽市139-1	H 26・5・1	訪看・予訪看
飯居344	からだ訪問看護	飯塚市有井354-33 レイクヒルハイツ	H 26・5・1	訪看・予訪看
大居239	ヘルパーステーション羽山台	大牟田市大字草木581-5	H 26・5・1	訪介・予訪介
大居240	デイサービス羽山台	大牟田市大字草木581	H 26・5・1	通介・予通介
直居141	ヘルパーステーションひなた	直方市大字上頓野4760-1	H 26・4・1	訪介・予訪介
直支39	ケアプランセンターひなた	直方市大字上境2661-2	H 26・5・1	居支
直居142	デイサービスひなた	直方市大字上境2661-2	H 26・5・1	通介・予通介
飯居345	りはぶるデイサービスセンター	飯塚市佐興1396-7	H 26・4・1	通介・予通介

飯居346	民家型小規模デ イサービス四季 彩	飯塚市綱分304-1	H 26・6・1	通介・予通介
嘉麻居103	ケアステーショ ンゆめの樹	嘉麻市鴨生字野間257-32	H 26・5・1	訪介・予訪介
嘉麻支24	クローバーケア プランセンター	嘉麻市下臼井574-1	H 26・5・1	居支
嘉麻居102	クローバー訪問 介護ステーション	嘉麻市下臼井574-1	H 26・5・1	訪介・予訪介
朝倉居76	訪問介護ヘルパ ーステーション 夕月	朝倉市杷木池田533-3	H 26・6・1	訪介・予訪介
筑居49	訪問介護ココk a r a	筑後市大字尾島118-2堤 貸事務所6号	H 26・6・1	訪介・予訪介
行居114	さわやかリハビ リデイサービス ゆくはし	行橋市北泉3丁目11-4	H 26・4・1	通介・予通介
行介福3	ユニット型特別 養護老人ホーム みやこの苑	行橋市大字二塚584	H 26・4・1	老福
行居118	デイサービスセ ンター美来	行橋市行事6丁目2-2	H 26・6・1	通介・予通介
中居89	垣生リバーサイ ドデイサービス センター	中間市大字垣生字宮ノ前 909-3	H 26・5・1	訪介・通介・ 予訪介・予通 介
中居88	垣生リバーサイ ドヘルパーステ ーション	中間市大字垣生字宮ノ前 909-3	H 26・5・1	訪介・通介・ 予訪介・予通 介
中支25	中間中央ケアプ ランセンター	中間市中尾1丁目1-25	H 26・5・1	居支
小居44	医療法人寿栄会 グループホーム 笑顔	小郡市三沢528-3	H 26・6・1	認共

筑紫居87	筑紫野ヘルパー ステーション	筑紫野市大字筑紫375-8	H 26・4・1	訪介・予訪介
筑紫居88	筑紫野デイサー ビスセンター	筑紫野市大字筑紫375-8	H 26・4・1	通介・予通介
筑紫居86	デイサービス おむすび	筑紫野市上古賀3丁目9- 11	H 26・6・1	通介・予通介
春居95	デイサービス マハロ	春日市松ヶ丘5丁目57	H 25・4・1	通介・予通介
春居94	通所介護事業所 エルスリー春日 須玖南	春日市須玖南1丁目131番 地	H 26・4・1	通介
大野支26	ニチイケアセン ター筑紫	大野城市白木原5丁目6- 12 フェニックス福岡南1 階A号	H 26・6・1	居支
大野居82	ニチイケアセン ター筑紫	大野城市白木原5丁目6- 12 フェニックス福岡南1 階A号	H 26・6・1	訪介・予訪介
像支40	大島ケアプラン センター	宗像市大島969	H 26・5・1	居支
宰居75	蔵音の介護太宰 府店	太宰府市大佐野4丁目17- 7	H 26・4・1	通介
粕居165	デイサービスゆ ったり	糟屋郡志免町志免2丁目5 -1	H 26・4・1	通介・予通介
粕居167	わ音立花デイサ ービスセンター	糟屋郡新宮町大字原上1733 -1	H 26・5・1	通介・予通介
粕居166	エルスリー福岡 新宮	糟屋郡新宮町大字上府1107 -1	H 26・6・1	通介
宗遠居54	けやき公園通り ヘルパーステ ーション	遠賀郡岡垣町公園通り1丁 目13-1	H 26・5・1	訪介・予訪介
宗遠居55	けやき公園通り デイサービスセ ンター	遠賀郡岡垣町公園通り1丁 目13-1	H 26・5・1	通介・予通介

京支44	ケアプランセンター縁	京都府菟田町大字山口1329-2	H 26・4・1	居支
京居132	通所介護リハビリセンターきずな菟田店	京都府菟田町神田町1丁目6-3	H 26・4・1	通介・予通介
み支27	「やまびこ」ケアプランサービス	みやま市山川町河原内1236-3	H 26・5・1	居支
柳支28	ほほえみ倶楽部居宅介護支援事業所	柳川市三橋町木元318	H 26・6・1	居支
田川居310	リハビリデイホーム赤いりんご	田川郡福智町伊方3849-2	H 26・5・1	通介・予通介
田川居309	ケアサポートオン	田川郡川崎町大字田原574-9	H 26・5・1	訪介・予訪介
大居241	リビングアエル小浜	大牟田市小浜町1丁目1-8	H 26・5・1	小居・予小居
田居208	サテライトあんしん	田川市大字伊加利1959-10	H 26・5・1	小居・予小居
糸島地居82	平野記念医院	糸島市前原中央1丁目6-10	H 26・4・1	訪看・通介・居管・予訪看・予居管
田川介療5	医療法人長主病院 デイケア光	田川郡川崎町大字田原1121	H 26・6・1	通り・療養・予通り
田川居295	中津原調剤薬局	田川郡香春町大字中津原504-16	H 25・9・1	居管・予居管
飯介薬138	ニック調剤薬局穂波店	飯塚市弁分611-39	H 26・4・1	居管・予居管
田居84	暖家の丘福祉用具サービス	田川市大字櫛824-20	H 26・6・1	福用・福販・予福用・予福販

福岡県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大居52	もみの木デイサービスセンター	リハビリデイサービスもみの木	大牟田市北磯町2番地49	H 26・6・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福津介41	水光会健康増進クリニック	福津市上西郷488-1	福津市日蒔野5丁目8-4	H 26・6・1
中介49	医療法人秋桜会新中間病院	中間市大字中間11-23	中間市通谷1丁目36-1	H 26・4・1
福津生介老1	介護老人保健施設水光苑	福津市上西郷335-1	福津市日蒔野5丁目7-2	H 26・6・1
柳居56	訪問看護ステーションcuore	柳川市三橋町蒲船津408	柳川市三橋町吉開745-1	H 25・12・1
大支29	ケアプランサービスもみの木	大牟田市大黒町4丁目13-1	大牟田市北磯町2番地49	H 26・4・8
大居52	リハビリデイサービスもみの木	大牟田市大黒町4丁目13-1	大牟田市北磯町2番地49	H 26・6・1

大居218	ヘルパー ステーション もみの木	大牟田市汐屋町5-6	大牟田市大黒町4丁目 13-1	H 26・4・1
福津居61	デイサービ スセンター 光源氏と恋 人達		福津市日蒔野5丁目19 -7	H 26・6・1
田川介福 6	特別養護老 人ホーム 豊寿園	田川郡糸田町南糸田 2723	田川郡糸田町1704	H 26・5・1
福津居33	小規模多機 能型居宅介 護事業所花 みずき	福津市上西郷486-1	福津市日蒔野5丁目8 -3	H 26・6・1

福岡県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
粕居98	志免介護支援センター	糟屋郡志免町南里2丁目16-14	H 26・6・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大川介療 1	今村医院	大川市大字中古賀724-1	H 26・3・31
飯介266	松口循環器科・内科医 院	飯塚市楽市131-1	H 20・4・1
粕介薬137	ハート薬局	糟屋郡篠栗町大字尾仲101-1	H 26・5・31
中居76	あすなる中間デイサー ビスセンター	中間市大字垣生宮ノ前909-3	H 26・4・30
中居77	あすなる中間ヘルパー ステーション	中間市大字垣生宮ノ前909-3	H 26・4・30
中支23	あすなる中間ケアプラ ンセンター	中間市中尾1丁目1-25	H 26・4・30
大野居19	ホスピカケアセンター 筑紫	大野城市白木原5丁目6-12 フェニックス福岡南1階A号	H 26・5・31
大野支13	ホスピカ介護相談セン ター筑紫	大野城市白木原5丁目6-12 フェニックス福岡南1階A号	H 26・5・31
田川居141	グループホームハーテ ィーマインドなどの	田川郡川崎町大字安眞木3379- 1	H 26・5・1

福岡県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生374	じんばやし整形外科リウマチ科医院	糟屋郡新宮町大字原上1574番1	H 26・5・1
像生143	ひろホームクリニック	宗像市赤間駅前1丁目9-16	H 26・6・1
筑紫生156	二日市中町病院	筑紫野市二日市中央3丁目6番12号	H 26・3・27
筑紫生155	医療法人 まるおか内科・リウマチ科クリニック	筑紫野市二日市南4丁目1番5号	H 26・5・1
小生103	医療法人 くわの眼科医院	小郡市津古563番1	H 26・5・1
飯生318	三宅脳神経外科病院	飯塚市楽市243番地11	H 26・3・22
宗遠生11	岡垣腎クリニック	遠賀郡岡垣町海老津駅前10-16	H 26・6・1
豊生84	豊築休日急患センター	豊前市大字八屋1776番地4	H 26・4・1
福津生歯34	郡歯科クリニック	福津市福岡町東土地区画整理事業地内61街区-1	H 26・5・1
春生歯90	根木歯科医院	春日市千歳町2丁目23	H 26・5・1
八女生歯74	ユアーズ矯正歯科	八女市本村378番6	H 26・5・1
朝倉生歯34	古賀歯科医院	朝倉市杷木池田字八反田774-3	H 26・6・1
直生歯82	ありま歯科医院	直方市日吉町9-3	H 26・5・1
豊生歯52	豊築休日急患センター	豊前市大字八屋1776番地4	H 26・4・1
南筑後生薬4	エーデルワイス Pharmacy	八女郡広川町大字新代1332-64	H 26・6・1

直生薬90	プラナス調剤薬局	直方市湯野原2丁目15番16号	H 26・5・1
飯生薬160	リンデン薬局	飯塚市本町19番46号	H 26・6・1
粕生訪7	訪問看護ステーション大地	糟屋郡篠栗町大字和田1008-42	H 25・12・18
八女生訪5	訪問看護ステーション木屋	八女市黒木町木屋1879番地1	H 26・5・1

福岡県告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生351	じんばやし整形外科リウマチ科医院	糟屋郡新宮町大字原上1574-1	H 26・4・30
筑紫生142	まるおか内科・リウマチ科クリニック	筑紫野市二日市南4丁目1番5号	H 26・4・30
筑紫生34	二日市中町病院	筑紫野市二日市中央3丁目6-12	H 26・3・26
朝倉生40	医療法人松元産婦人科医院	朝倉市来春328-1	H 26・4・15
小生50	くわの眼科医院	小郡市津古563-1	H 26・4・30
宮生20	社会保険直方病院附属宮田腎クリニック	宮若市宮田字生見3588	H 26・3・31

豊生54	江本クリニック	豊前市大字八屋1310-1	H 26・4・30
豊生67	豊築休日急患センター	豊前市大字荒堀523-1	H 26・3・31
朝生69	原野外科医院	朝倉郡筑前町新町212	H 26・3・31
築生52	上田医院	築上郡築上町大字高塚681-4	H 26・3・31
像生歯68	横田歯科医院	宗像市土穴2丁目2番2号	H 25・12・12
豊生歯31	豊築休日急患センター	豊前市大字荒堀523-1	H 26・3・31
春生薬57	さんくす薬局上白水店	春日市上白水6丁目12番	H 26・4・30
福岡生薬24	有限会社さめしま薬局	筑紫郡那珂川町大字山田1152-1	H 26・4・1
柳生薬6	有限会社からたち調剤薬局	柳川市新船津町41	H 26・3・31
大生薬148	グリーン薬局	大牟田市岩本新町2丁目1-7	H 26・3・31
中生薬27	ヒサナガ調剤薬局	中間市土手ノ内2丁目28-10	H 26・4・13

福岡県告示第564号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
う生9	矢野医院	うきは市吉井町739-4	うきは市吉井町728-2	H 26・5・1
中生82	中間クリニック	中間市土手ノ内2丁目29-12	中間市土手ノ内3丁目2番41号	H 26・4・14
福岡生薬24	有限会社さめしま薬局	筑紫郡那珂川町片縄6丁目1-3	筑紫郡那珂川町大字山田1152-1	H 26・4・1

福岡県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ16	尾崎かおり（訪問マッサージ大牟田）	大牟田市栄町2丁目13-1 モリビル1F	H 26・5・1
豊生マ7	毛利 信一（豊前訪問マッサージセンター）	豊前市大字久路土1068-1	H 26・4・21
飯生マ63	濱田 幸伴（飯塚療養サポート）	飯塚市菰田西2丁目5-30-202	H 26・5・15
田川生マ48	千葉 信弘（訪問マッサージいたわり）	田川郡福智町伊方2525-3	H 26・6・1
粕生マ39	中山 慎吾（まるしん療養マッサージ）	糟屋郡宇美町原田2丁目5-27	H 26・5・21
粕生マ40	中嶋美佐子（東洋はり灸療院）	糟屋郡粕屋町大字仲原2863-4 光コーポ102	H 26・5・27

直生柔34	奥田 綾介（整骨院 長生庵）	直方市新知町6-48	H 26・5・1
田生柔44	高倉 大宗（長生庵）	田川市大字伊田2741-11 KM ビル1階	H 26・5・1
像生柔73	山月 憲二（宗像赤間 整骨院）	宗像市赤間3丁目3-27	H 26・5・27
福津生柔 28	後藤 智（東福岡駅 前マッサージ院・整骨 院）	福津市若木台1丁目19-1 コ ーポラス東福岡	H 26・5・1
福津生柔 29	首藤 裕貴（えむず整 骨院）	福津市花見の里2丁目12-5	H 26・5・1
粕生柔100	山口 拓馬（みつとも 鍼灸整骨院）	糟屋郡新宮町大字三代782-11	H 26・5・14
京生柔30	中牟田さくら（整骨院 長生庵）	京都郡菟田町富久町1丁目5- 10	H 26・5・1

福岡県告示第566号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	休止年月日
飯生マ60	末次 心一（訪問マッ サージクレヨン）	飯塚市川津95-296	H 26・5・13

2 廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
飯生マ51	長友 勝則（訪問マッ サージ福）	飯塚市横田851番地5	H 26・5・31
直生柔25	佐藤 祐也（整骨院 長生庵）	直方市新知町6-48	H 26・5・1
飯生柔61	原 裕樹（よねだ整 骨院）	飯塚市柏の森72番地	H 26・5・15
像生柔5	みのはら整骨院	宗像市石丸1丁目6-27 ジュ ネスシティ宮の前1-C号室	H 26・5・25
福津生柔 17	松永 賢人（東福岡駅 前マッサージ院・整骨 院）	福津市若木台1丁目19 -1 コーポラス東福岡	H 26・4・30
福津生柔 21	渡邊 将太（えむず整 骨院）	福津市花見の里2丁目12-5	H 26・5・1
京生柔27	松下 元気（整骨院 長生庵）	京都郡菟田町富久町1丁目5- 10	H 26・5・1

福岡県告示第567号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生マ 8	佐藤 孝夫 （訪問マッ サージ大牟 田）	大牟田市旭町3丁目5 -4	大牟田市栄町2丁目13 -1 モリビル1F	H 26・2・3

大川生 柔7	坂口 浩文 (坂口整骨院)	大川市大字小保1022- 2	大川市大字小保660- 8	H 26・5・1
筑紫生 柔60	本田由記子 (クラブイ ンクローバ ー整骨院)	筑紫野市湯町2丁目4 - 6 1F	筑紫野市二日市北8丁 目6-20	H 26・4・2

福岡県告示第568号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第268号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
愛宕3丁目(5)- 1	福岡市西区愛宕3丁目及び愛宕4丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第569号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第269号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
愛宕3丁目(5)- 1	福岡市西区愛宕3丁目及び愛宕4丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第570号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
愛宕3丁目(5)- 1	福岡市西区愛宕3丁目及び愛宕4丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第571号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
愛宕3丁目(5)-1	福岡市西区愛宕3丁目及び愛宕4丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第572号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
久留米市草野町吉木字長岩2730の16、字唐谷2732の20
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第573号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
-----------	---------------	--------	-------

新	185	北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署内 小倉北交通安全協会 会長 大迫益男	北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署内	平成26年6月13日
旧		北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署内 小倉北交通安全協会 会長 津留義信		

福岡県告示第574号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
田川	県道	猪国豊前柵田線 停車場	前	田川郡川崎町大字安真木5650番3先から 田川郡川崎町大字安真木5653番5先まで	9.0 ~ 37.8	84.6	うち県道田川桑野線重用延長84.6m
			前	田川郡川崎町大字安真木5650番3先から 田川郡川崎町大字安真木5653番5先まで	9.0 ~ 42.3	151.1	うち県道田川桑野線重用延長151.1m

		後	田川郡川崎町大字安眞木5650番3先から 田川郡川崎町大字安眞木5653番5先まで	9.0 ～ 37.8	84.6	うち県道田川桑野線重用延長84.6m
		後	田川郡川崎町大字安眞木5650番3先から 田川郡川崎町大字安眞木5653番5先まで	9.0 ～ 42.3	151.1	うち県道田川桑野線重用延長151.1m

福岡県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年6月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	猪国豊前柗田線 停車場	田川郡川崎町大字安眞木5650番3先から 田川郡川崎町大字安眞木5653番5先まで

福岡県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	田川桑野線	前	田川郡川崎町大字安眞木5653番5先から 田川郡川崎町大字安眞木5659番1先まで	7.6 ～ 37.8	122.0
			前	田川郡川崎町大字安眞木5653番5先から 田川郡川崎町大字安眞木5659番1先まで	9.0 ～ 42.3	151.1
			後	田川郡川崎町大字安眞木5653番5先から 田川郡川崎町大字安眞木5659番1先まで	7.6 ～ 37.8	122.0
			後	田川郡川崎町大字安眞木5653番5先から 田川郡川崎町大字安眞木5659番1先まで	9.0 ～ 42.3	151.1

福岡県告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年6月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川桑野線	田川郡川崎町大字安眞木5653番5先から 田川郡川崎町大字安眞木5659番1先まで

福岡県告示第578号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第981号）により指定した豊前農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

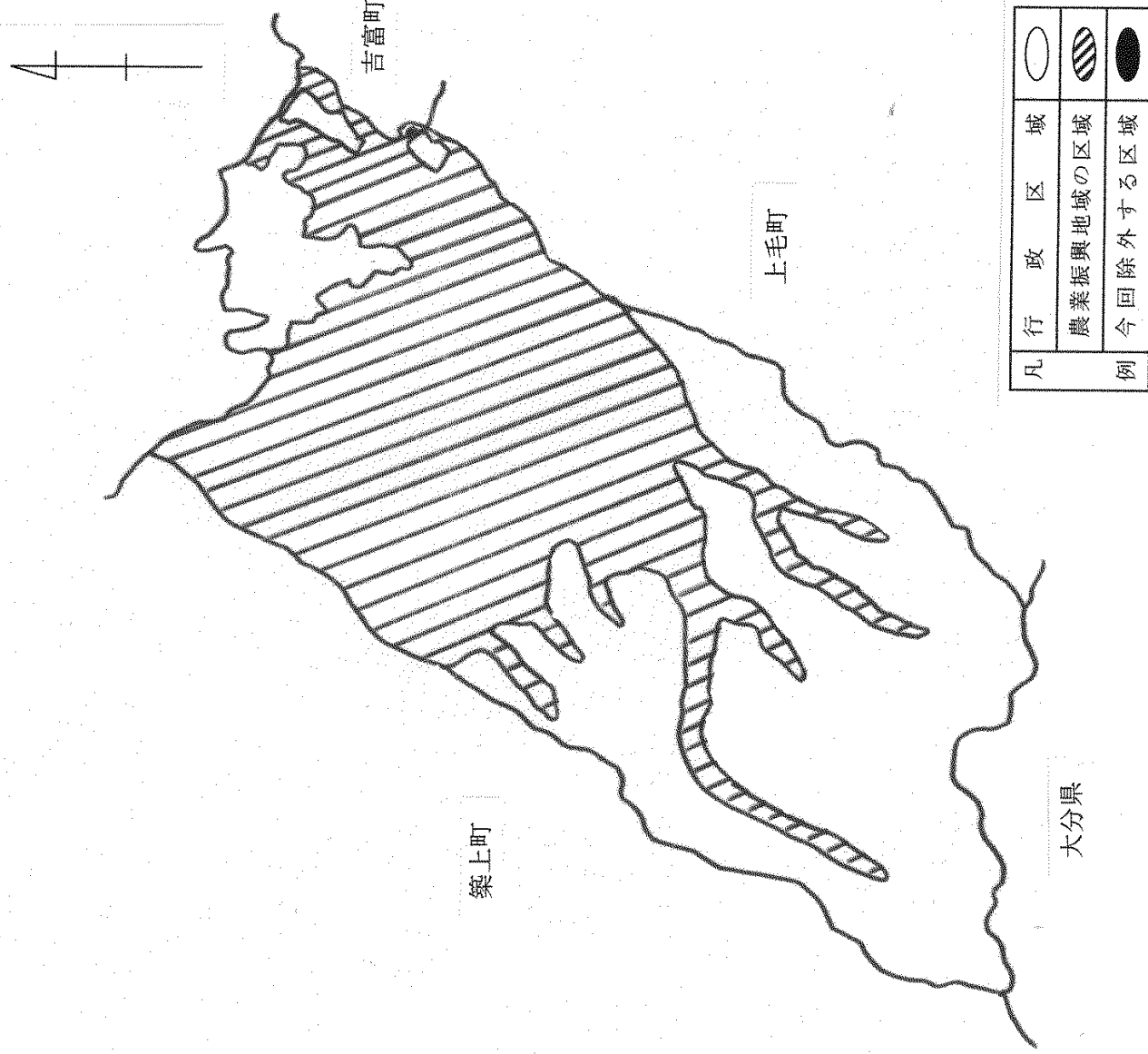
なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県行橋農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 農業振興地域名
豊前地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

豊前農業振興地域の区域を表示した図面
(豊前市)



大分県

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年6月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 工事名
伊良原ダム建設工事
- 2 工事場所
福岡県京都郡みやこ町犀川下伊良原
- 3 工事概要
重力式コンクリートダム
堤高 81.3m
堤頂長 295.0m
堤体積 約430,000m³
- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県伊良原ダム建設事務所
 - (2) 所在地
福岡県京都郡みやこ町犀川横瀬1912-1
- 5 落札者を決定した日
平成26年4月21日
- 6 落札者の氏名等
 - (1) 氏名
大成建設・フジタ・岡本土木特定建設工事共同企業体
 - (2) 代表者
大成建設株式会社九州支店
 - (3) 代表者住所
福岡市中央区大手門一丁目1番7号

- 7 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）

16,318,800,000円

- 8 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 9 入札公告日

平成26年2月7日

公告

平成26年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 受験資格
試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。
- 2 試験
 - (1) 方法
試験は、筆記試験の方法により実施する。
 - (2) 試験の期日、開始時間及び場所

期 日	開始時間	場 所
平成26年10月26日 (日曜日)	午前10時	北九州市八幡東区平野一丁目6番1号 九州国際大学
		福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学

- (3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区	分	問題数

介護支援分野	介護保険制度に関する基礎知識に関すること。 要介護認定及び要支援認定に関する基礎知識及び技能に関すること。 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎知識及び技能に関すること。	25問
保健医療福祉サービス分野	保健医療サービス分野に関する基礎知識及び技能に関すること（以下「保健医療サービスの知識等」という。）。 基礎 総合	15問 5問
	福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること（以下「福祉サービスの知識等」という。）。	15問
合	計	60問

(4) 解答免除

次の表に掲げる法定資格を有する者については、保健医療福祉サービス分野における当該資格に係る事項の問題について、当該資格に応じ、表の右欄のとおり解答を免除する。なお、甲、乙又は丙の資格を重複して有する者は、それぞれの資格に応じ、表の右欄のとおり解答を免除する。

	法定資格取得者	免除の区分及び問題数	
甲	医師、歯科医師	保健医療サービスの知識等 基礎 総合	15問 5問
乙	薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士を含む。）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービスの知識等 基礎	15問
丙	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識等	15問

(5) 試験時間

120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。ただし、解答免除対象者については、免除問題1問当たり2分（点字受験者は3分、弱視等受験者は2分36秒）で計算した時間を差し引くこととする。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込み前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）並びに受験手数料8,600円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で公益社団法人福岡県介護支援専門員協会（郵便番号812-0016 福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号。以下「介護支援専門員協会」という。）へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料8,600円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、平成26年7月1日（火曜日）から平成26年7月31日（木曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 合格者の発表

平成26年12月10日（水曜日）に受験者全員に対し、可否の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、介護支援専門員協会（直通電話 092-431-4585）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、宛先及び郵便番号を明記して250円切手を貼った返信用封筒（角型2号程度でA4判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。

公告

解散した清算法人福岡市広瀬石釜土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項

の規定により次のように公告する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
北崎 勝行	福岡市早良区大字西1866番地1
濱地 哲明	福岡市早良区大字西2144番地2
平川 和孝	福岡市早良区大字石釜1841番地
北崎 清昭	福岡市早良区大字西1978番地1
関屋 作好	福岡市早良区大字石釜1215番地1
北崎 康彦	福岡市早良区大字石釜847番地
立石 實	福岡市早良区大字西1872番地3
関屋 茂徳	福岡市早良区大字石釜1273番地
鳥飼 和國	福岡市早良区大字石釜772番地
清水 富且	福岡市西区石丸3丁目22番10号
鳥飼 和文	福岡市早良区大字石釜798番地1

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成26年6月1日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人LUXAS
 - 代表者の氏名
深水 綾

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県春日市須玖北1丁目7番地2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもからシニア全ての年代に対して、インターネットを活用したネット社会の情報リテラシー普及啓発に関する事業を行い、社会教育の知識と技術の向上を目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条3項の規定により公告する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩松隈字行合500番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区唐人町1-3-4-804
下竹 彰

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成26年6月17日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
遠賀郡岡垣町大字吉木の一部（元松原）	換地計画書の写し	平成26年6月27日から 平成26年7月28日まで	岡垣町役場

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人こどもグリーンサポートふくおか

(2) 代表者の氏名

田口 寛子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡岡垣町大字吉木1821番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、大切な人との死別や離別などの喪失を経験した子ども・若者及びその家族または保護者に対して、喪失体験に伴い生じるグリーフ（grief）を抱えながらも、その人らしい生き方や失ったものとのつながりを再構築していく過程に寄り添い、その歩みを支援するグリーンサポートに関する事業を行うことで、喪失を経験した子どもの健全育成とその子ども及び家族・保護者の福祉の増進を図り、もって誰もが安心してその人らしく生きることができる社会づくりを目指し、広く公益に寄与することを目的とする。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年6月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

金属材料X線解析システム（備出10）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年7月15日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

金属材料X線解析システム（備出10）

(2) 調達物品及び数量

金属材料X線解析システム 一式

(3) 履行期限

平成27年2月27日（金曜日）

(4) 履行場所

北九州市八幡西区則松3丁目6番1号

福岡県工業技術センター機械電子研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することが

できる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年8月7日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電気通信機器	A A
05	04	理化学精密機器	A A
05	06	計測機器	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県工業技術センター機械電子研究所に平成26年7月25日（金曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

F A X 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付
平成26年6月27日（金曜日）から平成26年7月25日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- 提出場所
5の部局とする。
 - 提出期限
持参する場合は平成26年8月7日（木曜日）午後4時00分
郵送する場合は平成26年8月6日（水曜日）午後5時00分
 - 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務事務センター入札室（行政南棟1階）
 - 日時
平成26年8月8日（金曜日）午前11時00分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
- なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
 - 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
 - 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
 - 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
X-ray analysis system for materials : 1 set
- (2) Delivery period : By February 27, 2015
- (3) Delivery place : Fukuoka Industrial Technology Center Mechanics and Electronics Research Institute, 3-6-1 Norimatsu, Yahatanishi-ku, Kitakyushu City 807-0831, Japan
Tel 093-691-0260
- (4) Time Limit for Tender : 4 : 00 P M on August 7, 2014
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan

Tel 092-643-3092

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条3項の規定により公告する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市八坂1336番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市八坂1334番
大中 清治

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人松本介護サービス
 - (2) 代表者の氏名
松本 秀俊
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市西町686番地9
 - (4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、介護が必要な高齢者、障害者、病弱者等に対して介護保険法に基づく訪問介護事業・介護予防訪問介護事業や障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや一般乗用旅客自動車運送事業に関する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、介護が必要な高齢者、障害者、病弱者等に対して介護保険法に基づく訪問介護事業・介護予防訪問介護事業や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスや一般乗用旅客自動車運送事業に関する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人共同作業所ひだまり
 - (2) 代表者の氏名
高岩 四十四
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県朝倉郡筑前町久光950番地1
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対し、その障害の種別や程度に応じて働く場、豊かな生活の場を提供するとともに、その家族に対する支援を行うことにより、障害者

の福祉の発展に貢献することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人福岡ゆーあいの会
 - (2) 代表者の氏名
山崎 佳代子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福津市中央6丁目11番12号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、助け合いの精神に基づいて、在宅の高齢者・障害者及び日常生活に困難を抱える住民に対して、相互扶助のもと自立を助けるための在宅福祉サービスに関する事業を行い、住み良い環境で安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（本道寺・香園地区）	平成25年6月28日

公告

第39期福岡県労働委員会の補欠の使用者委員候補者の推薦について、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、使用者団体に対し次に定めるところにより候補者の推薦を求める。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 推薦資格を有する使用者団体

使用者委員候補者の推薦資格を有する使用者団体は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類

- (1) 推薦書 2部
- (2) 使用者委員候補者調書 2部
- (3) 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部
- (4) 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

- (1) 平成26年6月27日（金）から7月4日（金）まで
- (2) 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日を除く毎日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。

5 推薦書類の提出先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課（〒812—8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「労働政策課」という。）へ提出すること。

6 その他

推薦についての問合せは、労働政策課に行くこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称（仮称）ミスターマックスSelect福津店
- (2) 所在地 福岡県福津市福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業地内14街区2画地ほか

2 法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

【意見】福間南小学校通学路に来店車両の出入口を設けることに対する安全対策無しの問題

- ・以前セブンイレブン前の交差点で事故があり、地元の要望で交差点に信号ができたことを会社の方は認識していたが、それにも拘わらず、通学路に出入口を設けることについて、警備員をオープン期間中しか考えていないとのこと。

【要望事項】計画地北側（セブンイレブン側）出入口の完全封鎖

- ・児童の登校・下校の出入口での事故防止のため、セブンイレブン側の出入口の完全封鎖を地元として強く要望する。

【意見】搬入車両の搬入時間、搬入口の説明が十分でない

- ・搬入車両の搬入時間、搬入口の説明を聞いていない。

【要望事項】

- ・登下校時間の搬入車の往来禁止を強く希望する。

(2) その他

【意見】 出店計画の地元（福岡南小学校区）への周知不足についての問題

・平成26年5月15日（木）18：00から1回だけ説明会が実施されたようだが、出席した方もほとんど無く、福岡南小学校区の住民（特に児童の保護者）は、その計画があることをまったく知らない。説明会に出席した方に話を聞くと、公民館には最初から椅子が10脚ほどしか用意されていなかったようである。これで説明会が終わったということでは地元は誰も納得しない。

【要望事項】 出店計画の地元への周知徹底と説明会の再度実施

・福岡南小学校区の各区の住民（特に福岡南小児童の保護者）に対し、説明会実施を各区の回覧板等で周知してもらい、ふくとびあ等の100名以上入る会場で、再度必ず合同説明会を実施すること。また日時の設定については、各区長に相談して、土日を含めた曜日にすること。

【意見】 敷地横の「いそどり真愛保育園」及び「福岡南小学校とPTA」への事前説明無し

・説明会で会社の方が敷地横の保育園と福岡南小学校に対し、まったく事前説明を行っておらず、今後もある予定もないとのこと。

【要望事項】 近隣の保育園と福岡南小学校及びPTAに対しての説明と十分な協議を行うこと

・通常社会常識のある会社であれば、地元説明会を実施する前に、地元（特に近隣に学校がある場合はその学校）と出店計画及びそれによって生じる問題に対して、事前に十分な協議がなされ、その結果を説明会で説明すると考える。従って「いそどり真愛保育園」及び「福岡南小学校とPTA」と交通安全への配慮及び防犯対策について十分な協議を行うこと。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
合河東部土地改良区 合河東部第二土地改良区 大河内土地改良区	平成26年6月18日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで生活保護法施行細則(昭和52年福岡県規則第48号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hogo-kisoku.html>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

平成26年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）の制定による生活保護法の一部改正に伴い、生活保護法施行細則で定める規定及び様式を改正するものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年6月27日

雑 報

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2131回西日本宝くじ
 - 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
 - 3 証 票 金 額 1枚 100円
 - 4 発 売 期 間 平成26年10月8日から
平成26年10月21日まで
 - 5 当せん金の総額 発売総額に対し 130,900,000円
 - 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 - 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,410,532円
 - 8 その他発売経費 発売総額に対し 15,090,000円
 - 9 受 託 申 請 期 限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2132回西日本宝くじ
 - 2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成26年10月15日から
平成26年10月28日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,125,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,844,110円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 31,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2133回西日本宝くじ
 - 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
 - 3 証 票 金 額 1枚 200円
 - 4 発 売 期 間 平成26年10月22日から
平成26年11月4日まで
 - 5 当せん金の総額 発売総額に対し 272,900,000円
 - 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

の事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,156,492円

8 その他発売経費 発売総額に対し 23,160,000円

9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2134回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通

3 証票金額 1枚 200円

4 発売期間 平成26年10月29日から
平成26年11月11日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,300,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,633,240円

8 その他発売経費 発売総額に対し 31,400,000円

9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2135回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 250,000,000円
1組10万通 25組

3 証票金額 1枚 100円

4 発売期間 平成26年11月5日から
平成26年11月18日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 109,400,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,370,172円

8 その他発売経費 発売総額に対し 12,575,000円

9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2136回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成26年11月12日から
平成26年11月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,350,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,590,580円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 31,400,000円
- 9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2137回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 800,000,000円
400万通

- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成26年12月10日から
平成26年12月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 359,800,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 73,720,800円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 50,240,000円
- 9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2138回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,600,000,000円
1組10万通 80組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成26年12月20日から
平成27年1月7日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 729,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 143,616,132円

8 その他発売経費 発売総額に対し 61,760,000円

9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名 称 第2139回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通

3 証票金額 1枚 200円

4 発売期間 平成26年12月26日から
平成27年1月13日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 315,420,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 63,906,192円

8 その他発売経費 発売総額に対し 43,960,000円

9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名 称 第2140回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 350,000,000円
1組10万通 35組

3 証票金額 1枚 100円

4 発売期間 平成27年1月7日から
平成27年1月20日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 151,900,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 35,327,772円

8 その他発売経費 発売総額に対し 17,605,000円

9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2141回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成27年1月14日から
平成27年1月27日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 270,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,156,492円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23,160,000円
- 9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2142回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円

- 4 発 売 期 間 平成27年1月28日から
平成27年2月10日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 130,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,604,932円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 15,090,000円
- 9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2143回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成27年1月28日から
平成27年2月10日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,400,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,570,600円

8 その他発売経費 発売総額に対し 31,400,000円

9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2144回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 600,000,000円

1組10万通 30組

3 証券金額 1枚 200円

4 発売期間 平成27年2月3日から

平成27年2月17日まで

5 当せん金の総額発売 総額に対し 270,900,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,198,612円

8 その他発売経費 発売総額に対し 23,160,000円

9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2145回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

3 証券金額 1枚 200円

4 発売期間 平成27年2月11日から

平成27年2月24日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 224,900,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 46,038,240円

8 その他発売経費 発売総額に対し 31,400,000円

9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2146回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成27年2月18日から
平成27年3月3日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 131,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,507,732円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 15,090,000円
- 9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2147回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成27年2月25日から

平成27年3月10日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 180,280,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,481,104円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25,120,000円
- 9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2148回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成27年3月14日から
平成27年3月27日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 271,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,201,852円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23,160,000円
9 受託申請期限 平成26年7月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成26年6月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2149回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数 250,000,000円
1組10万通 25組
3 証券金額 1枚 100円
4 発売期間 平成27年3月18日から
平成27年3月31日まで
5 当せん金の総額 発売総額に対し 109,400,000円
6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,312,932円
8 その他発売経費 発売総額に対し 12,575,000円
9 受託申請期限 平成26年7月11日